

道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事
(設計・施工一括)

公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月

筑 西 市

目次

1. 趣旨	1
2. 事業概要	1
3. プロポーザルの種類	2
4. 参加対象者	2
5. 参加資格	2
6. スケジュール	3
7. 参加申込	3
8. 質問の受付及び回答	4
9. 企画提案	4
10. 事前審査	5
11. 本審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	5
12. 選定及び審査結果の通知・公表	6
13. 優先交渉権者との契約	6
14. 失格要件	6
15. 著作権及び提出書類等の取扱い	7
16. その他留意事項	7
17. 担当部署	7
企画提案書評価基準	8

道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（設計・施工一括） 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（以下「本工事」という。）について、専門性、技術力、企画力等を必要とする工事（設計・施工一括）であることから、価格以外の企画提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定することとし、その手続等についてこの実施要領に定める。

2. 事業概要

(1) 目的

道の駅拡張整備事業は、令和元年7月に開業した「道の駅グランテラス筑西」（以下「道の駅」という。）における「駐車場不足の解消」及び「遊具施設の拡充」のため、既存道の駅と一体性をもって拡張整備を行うことで、利用者の利便性向上と安全性の確保及び新たなにぎわいの創出を図ることを目的としている。

本工事では、令和5年6月に策定された「道の駅グランテラス筑西 拡張整備基本構想」及び令和6年1月に策定された「道の駅グランテラス筑西 拡張整備基本計画」に基づき、大型複合遊具（児童用）、複合遊具（幼児用、インクルーシブ対応）、乳幼児用遊具、インクルーシブ遊具、健康器具等を設置し、年齢や身体能力に関わらず、全ての子どもたちが利用し楽しめる遊具エリアとすることで、より地域ニーズに即した形での整備を行う。

(2) 工事名

道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事

(3) 履行場所

筑西市川澄地内（道の駅西側隣接地）

(4) 遊具設置エリア（参考資料3：計画平面図参照）

道の駅拡張整備事業地内 遊具広場 約 2,500㎡

道の駅拡張整備事業地内 屋根下広場 約 500㎡（ふわふわドーム除く。）

(5) 業務内容

別紙1「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（設計・施工一括）要求水準書」のとおり。

(6) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月18日（金）まで

(7) 予算上限額

120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(8) その他

本工事に先行する「道の駅拡張整備 施設整備工事」が契約成立に至らなかった場合（9月下旬頃）には、本プロポーザルは中止又は延期とする。

3. プロポーザルの種類

(1) 契約方法

随意契約

※ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による。

(2) 契約の相手方選定

公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集、その内容を審査し優秀な企画提案者を選定し、随意契約の相手方の優先交渉権者とする手続）による。

4. 参加対象者

本プロポーザルに参加できる者は、本工事を十分に理解し、かつ実現可能な企画提案を行うことのできる企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

- (1) 共同企業体として参加する場合は、共同企業体構成員届（様式第5号）を提出すること。
- (2) 単独・共同企業体構成員としての参加を問わず、同一企業からの複数の申込は不可とする。
- (3) 共同企業体として参加する場合、質問や書類提出は代表企業が取りまとめて行うこと。

5. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領の公告日時点において次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる事項に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による筑西市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ 筑西市暴力団排除条例（平成24年市条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 公告日から契約締結する日までの期日において、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱（平成17年市告示第13号）の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 当該工事において、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人を配置できること。

キ 建設業法第26条の規定に基づき、国家資格を有する等、主任技術者又は監理技術者になり得る者を適正に配置できること。この場合において、同条の規定による当該技術者の配置要件で専任を必要とする工事にあつては、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ク 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (2) 筑西市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成17年3月28日市告示第6号）第5条第1項の規定に基づき調製した令和7・8年度名簿（公示日現在）に登録されている者で、とび・土工・コンクリート業に係る業種登録があること。又は、名簿に登録のない者が優先交渉権者となった場合は、入札参加資格申請を行い、名簿登録することができる事業者であること。
- (3) 過去10年（平成27年7月1日から令和7年7月1日）において、大型複合遊具設置工事（国・県又は地方公共団体が発注したもので、かつ最終請負金額が5,000万円以上のものに限る。）

を元請として施工した実績があること。

6. スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の公表	令和7年7月4日（金）
参加申込受付期間	令和7年7月7日（月）から 令和7年7月18日（金） 午後5時必着
質問受付期間	令和7年7月7日（月）から 令和7年7月11日（金） 正午まで
質問回答日	令和7年7月16日（水）
企画提案書の受付期間	令和7年7月22日（火）から 令和7年9月11日（木） 午後5時必着
事前審査の結果通知	令和7年9月下旬 予定
本審査（プレゼンテーション及びビジュアル審査）	令和7年10月3日（金） 予定
最終選定結果の公表	令和7年10月中旬 予定
契約締結	令和7年10月下旬 予定
履行期間	契約締結日の翌日から令和8年12月18日（金）

7. 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を提出すること。

（共同企業体で参加する場合、「(1) 提出書類」イ、ウ、及びオについては、構成員全ての企業が提出すること。）。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第2号）
- イ 会社（事業）概要書（様式第3号）
- ウ 工事（納入）実績（様式第4号）
- エ 共同企業体構成員届（様式第5号）（共同企業体で参加する場合のみ提出）
- オ 納税証明書写し（法人税、固定資産税）

(2) 提出先 「17. 担当部署」に同じ。

(3) 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時までに必着（郵送の場合も同様。）

(4) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合は、受付時間は土、日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）の表に朱書きで「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事公募型プロポーザル参加表明書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法をとること。

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年7月11日（金）正午まで

(2) 提出先 「17. 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法 質問書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。

※ 電子メールの件名は「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事公募型プロポーザル質問書」とすること。

※ 受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。

(4) 回答日 令和7年7月16日（水）

(5) 回答方法 質問に対する回答は、一括して筑西市ホームページにて公開する。

※ 個別回答は行わない。

(6) その他

回答の内容に疑義がある場合でも、市はそれ以上の質問に回答しない。また、回答の内容は、本要領等への追加又は修正とみなす。

9. 企画提案

企画提案者は、次のとおり書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出期限 令和7年9月11日（木）午後5時必着【郵送の場合は当日までに必着】

(2) 提出先 「17. 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、こん包した外側に朱書きで「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事公募型プロポーザル企画提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。

(4) 提出書類

別紙3「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（設計・施工一括）企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

ア 企画提案書（鑑）（様式第6号）

イ 提案目的物の概要図（完成予想イラスト等）

ウ テーマ別企画提案書①～⑤（任意様式）

※ テーマ別企画提案書⑤において、完成後15年間にかかる維持管理費用の試算資料（任意様式）を提出すること。

エ 計画工程表（様式任意）

※ 設計、製作、施工までの作業に係る計画工程表を作成すること。

オ 価格提案書（様式第7号）

※ 設計費、工事費、工事監理費の各内訳（任意様式）を提出すること。

カ その他

※ 完成予想イラスト等は過大な表現を避け、実際の規模感がつかめる表現とすること。

※ 三面図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物全てについて明記すること。

※ 図面及び計画工程表はA3片面印刷とし、極力枚数を減らした上でA4サイズに製本して提出すること。

※ 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は記載しないこと。

(5) 提出部数

提出書類はインデックスを付け、正本及び副本共にA4縦サイズ、2穴とじとし、フラットファイルなどの簡易なとじ方で下記部数を提出すること。なお、匿名で審査を行うため、フラットファイル表紙には、「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事 公募型プロポーザル」のみを記載し、正本にカラー表示を含む場合は、副本においてもカラー表示にて提出すること。

ア 企画提案書 正本（会社名記載あり、代表者印押印あり。） 1部

イ 企画提案書 副本（会社名記載なし、押印なし。） 11部

ウ 企画提案書 副本電子データ（PDF形式） CD-R若しくはDVD-Rで提出すること。

10. 事前審査

企画提案者が4者以上の場合は、以下のとおり事前審査を実施し、事前審査を通過した3者のみ本審査へ参加できるものとする。ただし、企画提案者が3者以下の場合、事前審査を省略し、本審査を行うこととする。なお、事前審査を省略することとなっても、参加資格要件を満たさない場合は、失格とする。

(1) 市が設置する「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において審査し上位3者を選出する。

(2) 書類審査の結果は、参加する企画提案者全員に対し電子メールにより通知する。なお、審査結果に係る問合せには応じない。また、結果に対して異議を申し立てることはできない。

11. 本審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

事前審査を通過した3者に対して、審査委員会において、企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、**別紙2**「道の駅拡張整備 複合遊具等設置工事（設計・施工一括）公募型プロポーザル優先交渉権者選定審査要領」に基づき審査を行う。

なお、審査経緯は公表せず、審査内容及び審査結果に関する異議申立ては、一切受け付けない。

(1) 日 時 令和7年10月3日（金） （予定）

※ 実施の詳細については、決定次第、通知等により連絡する。

(2) 場 所 時間及び会場等は、企画提案者に対して別途通知する。

(3) 内 容 1者 約45分（準備5分以内、企画提案書の説明25分以内、質疑15分程度）

① 提出した企画提案書の内容に沿って、25分以内で説明すること。

② プレゼンテーションに際し、企画提案書以外の新たな説明資料の提出は認めない。

③ 審査は、参加表明書の受付順に行う。

(4) 留意事項

ア パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。その際、スクリーン、プロジェクター、マイク、ケーブル（HDMI）及び電源コンセントは市で用意するが、パソコン、その他必要

な機器等は各企画提案者が用意すること。

イ 入室できる人数の上限は5名程度とする（パソコンの操作員を含む。）。

ウ 企画提案者が1者であっても、審査を行い選定する。ただし、点数が6割以下の場合は、審査の結果「該当者なし」とし、再度本プロポーザルを行う場合がある。

12. 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 審査委員会において、評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定する。最高得点の企画提案者を優先交渉権者として選定し、第2位を次点者とする。
ただし、最高得点を獲得した企画提案者が複数あった場合は、委員の投票で決する。
- (2) 企画提案に係る評価項目、評価内容、個別配点及び評価配点は、「企画提案書評価基準」のとおりとする。
- (3) 審査結果については、本審査に参加した企画提案者全てに郵送にて書面で通知するとともに、市ホームページにおいて公表する（優先交渉権者及び企画提案者総数）。なお、選定に関する異議には、一切応じないものとする。

13. 優先交渉権者との契約

(1) 契約方法

ア 上記「12. 選定及び審査結果の通知・公表」により選定された優先交渉権者と業務内容の詳細について協議し、要求水準書等の調整を行ったうえで契約を締結するものとする。

イ 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び筑西市契約規則（平成17年3月28日市規則第42号）の規定に基づき締結する。

ウ 選定された優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合、審査における次点者を契約の優先交渉権者とし、「ア」と同様に協議・調整を行ったうえで契約を締結する。

(2) 契約金額

優先交渉権者より提出された価格提案書（様式第7号）の金額を上限として決定する。

(3) 契約保証金

筑西市契約規則（平成17年3月28日市規則第42号）第26条の規定（契約金額の100分の10以上）に基づくものとする。ただし、同規則27条の規定に該当する場合は、この限りではない。

14. 失格要件

企画提案者のうち、次のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消し、失格とする。

- (1) 「5. 参加資格」に掲げる資格のない者が参加したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合（差し替え、再提出を含む。）
- (4) 優先交渉権者選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 消費税及び地方消費税を含む提案額が120,000千円を超えている場合
- (6) その他、失格とするに足る事実が明らかになった場合

15. 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された企画提案書及び添付書類にかかる著作権は、企画提案者に帰属するものとする。
なお、第三者に帰属する著作権、商標権等（既存公知のキャラクター等）の使用にかかる責
は、使用した企画提案者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他、市が必要と認めるときは、企画提
案者の承諾を得ずに企画提案書、提出目的物の概要図及び構造図を無償で利用できるものと
する。

16. その他留意事項

- (1) 企画提案者より提出された書類は返却しない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量
法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 参加表明書又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）により
速やかに辞退する旨を担当部署へ通知すること。
- (5) 本プロポーザルにおいて知り得た市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。
- (6) 本プロポーザルの実施期間中（契約締結までを含む。）において、関係者に対し、本プロポ
ーザルの内容に関する確認等についての接触を禁止する。

17. 担当部署

〒308-8616 茨城県筑西市丙360番地
筑西市都市整備部道の駅拡張整備推進課 担当 舘野・江原
連絡先 電 話：0296-45-6006（直通）
FAX：0296-22-0530
E-mail：rs-station-epd@city.chikusei.lg.jp

企画提案書評価基準

本プロポーザルにおける企画提案者の評価は、次の評価配点の合計点数（満点：100点）により行うものとする。

評価項目	評価の内容	個別配点	評価配点
コ ン セ プ ト ・ イ ン ク ル ー シ ブ	道の駅拡張整備のコンセプト（「三世代が楽しめる道の駅」）に合った、独創性のある魅力的な提案となっている。	15	25
	障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、誰もが利用しやすく、楽しめる遊具となっている。	10	
エ リ ア ト ー タ ル コ ー デ ィ ネ ー ト	多様な利用者の遊びの特性や安全性、動線に配慮し、活動的な遊びと静的な遊び、休息・交流といった区分による整備を計画している。	15	25
	「道の駅拡張整備 施設整備工事」で見込んでいるゴムチップ舗装、植栽、ベンチ等の配置提案について、利用者や保護者、介助者が利用しやすいよう配慮している。	10	
遊 具 等 の 構 成	子どもたちの五感や好奇心を刺激し、様々な能力の成長につながる多様な遊具が、要求水準以上に提案がされている。	15	25
	多人数又は一人遊びが好きなど、自分のスタイルに合わせて遊びが選択できるよう様々な遊びの要素や幅広い難易度の遊具を提案している。	10	
安 全 対 する 配 慮	遊具等の設置について、安全性が十分配慮されている。 また、遊具等の素材について、耐候性、耐久性、衛生面等に配慮して選定している。	5	10
	遊具での絡まり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど、予期せぬ事故への対応が検討されている。	5	
維 持 管 理	遊具等の劣化軽減や耐久性に配慮された素材での提案となっている。	5	10
	遊具等の施設修繕や部材交換等のメンテナンス性に優れている。	5	
自 由 提 案	遊具エリアの魅力が向上するような積極的な追加提案又は独自提案となっている。	5	5
合 計			100